



## VERITAS SYSTEM RECOVERY の製品使用権説明書

この製品使用権説明書(以下、「本書」)には、ライセンス対象ソフトウェアをご利用になる、個人、会社、または法人であるお客様(以下、「お客様」または「お客様の」)と Veritas Technologies LLC の間で締結されるベリタスソフトウェア使用許諾契約(以下、「本使用許諾契約」)の条件の下にライセンスが付与されるライセンス対象ソフトウェアに対する追加条項(以下、「製品使用権」)が記載されています。本書で使用されているにもかかわらず、本書内で定義されていない「」で囲まれた用語は、本使用許諾契約で指定された意味を持つものとします。本使用許諾契約と本書の条項が一致しない場合は、本書の条項が優先します。

お客様はライセンス対象ソフトウェアをダウンロード、インストール、または使用することにより、本書に記載された製品使用権、および本使用許諾契約の条項に準拠することに同意したことになります。ライセンス対象ソフトウェアに適用される製品使用権に同意しない場合は、ライセンス対象ソフトウェアをダウンロード、インストール、または使用しないでください。

本書におけるライセンス対象ソフトウェアとは、Veritas System Recovery です。

### 1. 定義

「クラウドサービスプロバイダ環境」は、クラウドサービスプロバイダまたはその下請業者が維持するクラウドコンピューティング環境を意味します。

「クラウドサービスプロバイダ」は、お客様に権限があるライセンス対象ソフトウェアの配備先としてお客様が選択したホスト環境を提供するサードパーティ機関を意味します。

「コールドディザスタリカバリ装置」は、コールドディザスタリカバリライセンスに基づいてライセンス対象ソフトウェアをインストールおよび構成できる、通常の社内業務時間内にトランザクションを処理するかまたは作業負荷を必要とする本番使用ではないサーバーおよび/またはプロセッサまたはデバイスを意味します。

「デバイス」は、(i) ライセンス対象ソフトウェアをインストールし、使用可能であること、(ii) インストールされたライセンス対象ソフトウェアにネットワーク上でアクセスし、使用可能であること、(iii) 2 台の異なるデバイスをつなぐ物理的な接続ポイントであること、のいずれかを満たす 1 台のコンピュータ、ストレージドライブ、またはその他のデバイスを意味します。

「ディザスタ」は、本番使用するためにライセンス対象ソフトウェアを使う該当システム、またはそのようなシステムにインストールされているライセンス対象ソフトウェアの動作が大幅に損なわれるかまたは抑止される原因となる予想外の出来事を意味します。これらの出来事には、火事、地震、洪水、コンピュータウイルスなどが含まれます。

「フェールオーバー準備テスト」は、サーバー間で本番操作を移行するための手順のテストを意味します。

「管理対象サーバー」は、ライセンス対象ソフトウェアによって管理、監視および/または保護されるが、実際にライセンス対象ソフトウェアそのものを実行しているのではないサーバーを意味します。

「本番使用」は、お客様の通常業務に役立てるためにライセンス対象ソフトウェアの機能を動作させること(通常の生産的用途やフェールオーバー準備テスト以外の本番前テストなど)を意味します。

「サーバー」は、ネットワークインフラ内で資源を共有することで、クライアントコンピュータに対してサービスまたは資源を供給する働きをする単体のコンピュータを意味します。サーバーでは、他のコンピュータまたはデバイスのためにサーバーソフトウェアを実行できます。

「テスト日」は、連続 24 時間の期間、または連続 24 時間の期間の一部を意味します。

### 2. 使用権および制限事項

2.1 お客様はライセンス対象ソフトウェアを、ライセンス文書によってベリタスがお客様に許諾したデバイス、管理対象デバイス、および/またはサーバーの数だけコピーし使用することができます。複数のオペレーティングシステムを実行しているデバイス (マルチブートシステムや仮想マシンサーバーなど) では、新しいオペレーティングシステムの各インスタンスが、お客様が本ソフトウェアにアクセスして使用するための1つの新しい「デバイス」を構成します。クラスタのデバイスまたはサーバーに対して、お客様は1つのアクティブなデバイスまたはサーバー上で一度だけ (クラスタ内の各々のアクティブなデバイスまたはサーバー上にインストールされた、個々に使用許諾されたライセンス対象ソフトウェアのコピーがある場合に) それぞれ個々のライセンス対象ソフトウェアおよび関連文書のコピーを使用することができます。アクティブな各デバイスには、ライセンス対象ソフトウェアの一意のライセンスが必要です。

2.2 お客様はサーバー単位 (ベリタスが提供する物理環境、仮想環境、または適用可能なクラウドサービスプロバイダ環境のいずれか) で Veritas System Recovery Server のライセンスコピーを1つ使用することができます。

2.3 お客様はデバイス単位で Veritas System Recovery Desktop Edition のライセンスコピーを1つ使用することができます。このライセンスコピーは Microsoft Windows デスクトップオペレーティングシステムでのみ有効です。ベリタスの Web サイトにある Veritas System Recovery 互換性リストをご参照ください。

2.4 お客様はサーバー単位で Veritas System Recovery Small Business Server Edition のライセンスコピーを1つ使用することができます。このライセンスコピーは Microsoft Windows Small Business Server/Essential Server オペレーティングシステムでのみ有効です。ベリタスの Web サイトにある Veritas System Recovery 互換性リストをご参照ください。

2.5 お客様はサーバー単位 (ベリタスが提供する物理環境、仮想環境、または適用可能なクラウドサービスプロバイダ環境のいずれか) で Veritas System Recovery Linux Edition のライセンスコピーを1つ使用することができます。

2.6 お客様はサーバー単位で Veritas System Recovery Virtual Edition のライセンスコピーを1つ使用することができます。お客様は1つの Veritas System Recovery Virtual Edition のライセンスを使用して、ある時点において1台の物理的サーバーを保護することができます。このような物理的ホストサーバーは、ライセンスされたホストシステム上にある無限の数のゲスト仮想マシンを保護できます。

2.7 お客様はライセンス対象ソフトウェアの従来のバージョンを使用可能にするために、ベリタスから提供されたライセンス対象ソフトウェアのアクティブ化情報 (すなわちライセンスキー) を使用することができますが、かかるアクティブ化情報が後方互換であり (ただしベリタスはアクティブ化情報のこのような使用方法に対しては何も保証しません)、ここに示された使用許諾の必要条件と制限事項の対象となることを前提とします。上述に関わらず、ライセンス対象ソフトウェアのすべての先行バージョンはベリタスの製品計画とサポートの制約の影響を受けます。

3. **コールドディザスタリカバリ。** エンドユーザー使用許諾契約の第2条は、全体が削除され、次に置き換えられるものとします。

「(ライセンスの付与)本使用許諾契約の条項をお客様が遵守することを条件として、ベリタスはお客様に (第16.1条に記載されている場合を除き) 次の非独占的で譲渡不可な使用权を付与します。

a) お客様は、本使用許諾契約および適用されるライセンス文書に記載されている数量と使用レベルで社内業務を行うためのみライセンス対象ソフトウェアを使用することができます。

b) お客様が現在ライセンス対象ソフトウェアの有効なメンテナンス/サポート契約を締結されている場合、コールドディザスタリカバリ装置にライセンス対象ソフトウェアをインストールできます。また、(i) 任意の12カ月間に累計30日までのテスト日を設定してライセンス対象ソフトウェアをフェールオーバー準備テスト用を使用することができます。この使用は、第2(a)条に記載されているライセンス対象ソフトウェアの認可された本番使用と同時に行うことができます。(ii) お客様は、ディザスタが発生した場合に本使用許諾契約および適用されるライセンス文書に記載されている使用レベルで連続して90日間までライセンス対象ソフトウェアを本番使用で使用することができます。ただし、その使用が第2(a)条に記載されているライセンス対象ソフトウェアの通常の本番使用と同時に行われず、ライセンス対象ソフトウェアに対するライセンスの合計数が、お客様が購入

し、かつベリタスが権限を付与し適用されるライセンス文書に記載されているライセンス数を超えない場合に限り、コールドディザスタリカバリ装置にインストールされ、本条項に記載されている権利に従って使用されるライセンス対象ソフトウェアは、通常の本番使用で使用するライセンス対象ソフトウェアのバージョンと同じである必要があります。また、本条項に記載されている権利は、お客様がライセンス対象ソフトウェアに対して有効なメンテナンス/サポート契約を締結していない場合、自動的に終了します。

c) 保全のため、ライセンス対象ソフトウェアをインストールしないで1回コピーすることができます。」

**4. サードパーティ製デバイスドライバ。** 本ライセンス対象ソフトウェアには、サードパーティ製デバイスドライバを含めることができますものとします。これらのデバイスドライバはお客様の便宜のために提供されるものです。これらのデバイスドライバがお客様の環境に適用可能であることを確認することはお客様単独の責任となります。デバイスドライバは、テクニカルサポートも、特定目的への適合性などのいかなる保証もなく「現状有姿のまま」ベリタスより提供されます。適用を受ける法律により認められる最大限において、ベリタスまたはそのサプライヤは、いかなる場合も、いかなる法理論に基づいても、お客様に対し、サードパーティ製デバイスドライバに関連して生じる直接的、付随的、特別、偶発的、懲罰的または間接的な損害について一切の責任を負いません。

**5. データ収集、データ保護の規制。** お客様によるライセンス対象ソフトウェアの使用に関して、ベリタスは特定の情報(以下「収集データ」という)を収集、維持、開示および使用することがあります。収集データには、お客様、お客様のデバイスもしくはシステム、またはお客様のソフトウェア使用に関して個人を特定できる情報が含まれますがそれらに限定されません。ベリタスはこのような収集データを使用してライセンス対象ソフトウェアを有効化、最適化、提供したり、お客様にメンテナンスやサポートを提供します(同様の行為のためにサードパーティが関与することもあります)。また、全般的なベリタスの製品およびサービスの向上のための統計分析を目的とした集計データの確認も含みます。ライセンス対象ソフトウェアのインストールおよび/または使用により、お客様はこのセクションで説明している収集データのベリタスによる収集に同意したことになります。ベリタスがお客様またはお客様のデバイスから収集、維持、開示、使用する情報について詳しくは、ベリタスの製品プライバシー通知(<https://www.veritas.com/company/privacy>)を参照してください。ライセンス対象ソフトウェアの使用は、地域によりデータ保護に関する法律または規制の対象となることがあることに留意してください。お客様には、そのような法律または規制に確実に従ってライセンス対象ソフトウェアを使用する責任があります。本契約の下でベリタスに提供される個人データに対するお客様の処理に、一般データ保護規則(EU) 2016/679、または欧州経済地域、スイスにおける個人データおよびプライバシーの処理に関するその他該当する法律が適用される場合、ベリタスはその個人データを [www.veritas.com/gdpr](http://www.veritas.com/gdpr) に示すデータ処理に関する利用規約に従って処理するものとします。

**6. ベンチマーク。** ライセンス対象ソフトウェアに関わるベンチマークテストまたはその他のテストの結果を、ベリタスの書面による事前の同意を得ずにサードパーティに開示することはできません。